

【 特殊定期健康診断 】

■ 歯科健康診断(労働安全衛生規則第 48 条)

次の物質のガス、蒸気または粉塵を飛散する場所における業務に従事する労働者に対しては、雇い入れ時、配置換えの際、及びその 6 月以内ごとに 1 回定期的に、歯科医師による健康診断を実施しなければなりません。

該当する物質

- (1) 塩酸
- (2) 硝酸
- (3) 硫酸
- (4) 亜硫酸
- (5) 弗（ふつ）化水素
- (6) 黄りん
- (7) その他歯またはその支持組織に有害な物

- 記録保存：5 年
- 報告義務：有（50 人以上の事業所のみ・様式第 6 号）